主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人市原庄八の上告理由について。

原判決認定事実の下においては、本件手形の振出人である訴外D協同組合におい て本件手形の受取人名を上告人(控訴人)に訂正することを前提として、上告人が これに被裏書人白地の裏書をして被土告人(被控訴会社)にこれを交付したものと 解すべきである。しからば、右裏書の後に右訴外組合において受取人名を上告人に 訂正した以上、上告人は、上告人を受取人とする手形につき裏書をなしてこれを被 上告人に譲渡したものというべきであるから、上告人の右裏書が有効であることい うまでもない。原判決に所論の法律解釈を誤つた違法がなく、論旨は採用できない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の とおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長	裁判官	奥	野	健		_
:	裁判官	Щ	田	作	之	助
:	裁判官	草	鹿	浅	之	介
:	裁判官	城	戸	芳		彦
	裁判官	石	田	和		外